

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔府 令〕

○位、勲章等ノ返上ノ請願ニ関スル件  
施行ノ件の一部を改正する内閣府令  
(内閣府七四)

### 〔省 令〕

○電子署名及び認証業務に関する法律  
施行規則の一部を改正する省令  
(総務・法務・経済産業三)

○地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令  
(総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境二)

### 〔告 示〕

○銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件  
(金融庁五七)

○日本国に帰化を許可する件  
(法務二二二六)

○保安林の指定をする件  
(農林水産二四四六〜二四五三)

○保安林の指定施業要件を変更する件  
(同二四五四〜二四六一)

○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件  
(同二四六三、二四六四)

○高速自動車国道に関する件  
(国土交通一五四六)

○施設及び車両の定期検査に関する告示の特例に関する告示(同一五四七)

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条の二及び第二十六条の三の規定に基づく申請書等の提出における電磁的記録及び電磁的方法に関する告示(環境一〇八)

○道路に関する件  
(東北地方整備局二〇五)

○都市計画に関する件  
(近畿地方整備局一八二)

〔人事異動〕

内閣 内閣府 法務省 最高裁判所

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔公 告〕

諸事項

裁判所  
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係

特殊法人等  
企業年金基金変更関係  
会社その他

○内閣府令第七十四号  
位、勲章等ノ返上ノ請願ニ関スル件(昭和二十年勅令第六百九十九号)を実施するため、位、勲章等ノ返上ノ請願ニ関スル件施行ノ件の一部を改正する内閣府令を次のように定める。  
令和二年十二月二十二日  
内閣総理大臣 菅 義偉

位、勲章等ノ返上ノ請願ニ関スル件施行ノ件の一部を改正する内閣府令  
位、勲章等ノ返上ノ請願ニ関スル件施行ノ件(昭和二十年勅令第六十八号)の一部を次のように改正する。  
別紙(請願書様式)中「印」を削る。

附 則

〔施行期日〕

1 この府令は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

2 この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

## 府 令

## 省 令

### ○総務省 法務省 経済産業省 省令第三号

電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第四条第二項、第九条第二項及び第四項並びに第十条第一項の規定に基づき、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
令和二年十二月二十二日

電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令

電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号)の一部を次のように改正する。

様式第一及び様式第二中 「申請者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名」を「申請者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名」に改め、備考4を削る。

様式第三及び様式第四中 「提出者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名」を「提出者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名」に改め、備考3を削る。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則